

(写)

龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第12号

龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例（平成25年龍ヶ崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 運動広場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 運動広場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。		
名称		位置	名称		位置
省 略			省 略		
龍ヶ崎市北文間運動広場		龍ヶ崎市長沖町1490番地2	龍ヶ崎市北文間運動広場		龍ヶ崎市長沖町1490番地2
龍ヶ崎市長戸体育館		龍ヶ崎市半田町55番地			
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
施設の名称	開館・開場時間	休館・休場日	施設の名称	開館・開場時間	休館・休場日
	省 略			省 略	
スポーツサ ロン北文間 館	午前9時から午 後10時まで	毎週月曜日（月曜日が休日に当たる 場合は、その日以後の直近の休日 でない日）及び12月28日から翌年 の1月4日まで	スポーツサ ロン北文間 館	午前9時から午 後10時まで	毎週月曜日（月曜日が休日に当たる 場合は、その日以後の直近の休日 でない日）及び12月28日から翌年 の1月4日まで

長戸体育館	午前9時から午後10時まで	毎週月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後の直近の休日でない日）及び12月28日から翌年の1月4日まで
-------	---------------	---

備考

1 高砂体育館、北文間体育館、スポーツサロン北文間館及び長戸体育館

(1) }
2 } 省 略

別表第2（第9条関係）

1 体育館

施設の名称	利用単位	区分	利用料金
高砂体育館	1時間当たり	一般	500円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	150円
北文間体育館	1時間当たり	一般	500円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	150円
長戸体育館	1時間当たり	一般	500円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	150円

2 省 略

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第3項及び第4項の規定 公布の日

備考

1 高砂体育館、北文間体育館及びスポーツサロン北文間館

(1) }
2 } 省 略

別表第2（第9条関係）

1 体育館

施設の名称	利用単位	区分	利用料金
高砂体育館	1時間当たり	一般	380円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	120円
北文間体育館	1時間当たり	一般	380円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	120円

2 省 略

(2) 別表第2の1の表高砂体育館の項及び北文間体育館の項の改正規定並びに次項の規定 令和8年10月1日
(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例別表第2(同表の1の表高砂体育館の項及び北文間体育館の項に係る部分に限る。)の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 龍ヶ崎市長戸体育館(以下「長戸体育館」という。)に係る指定管理者の選定その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。この場合において、長戸体育館について最初に指定を受ける指定管理者が管理を行う期間は、第15条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して3年間とする。

4 利用の許可その他長戸体育館の利用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。